解散公告（第一回）

当社は、平成十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

東京都港区赤坂四丁目六番七号

株式会社いすゞパーキング

清算人　江木　大輔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

岐阜県安八郡輪之内町楡俣一六九五番地の一

財団法人清水みらい教育福祉基金

代表清算人　清水　琴子

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

兵庫県相生市旭一丁目一番三号

相生市土地開発公社

清算人　瀬川　英臣

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

香川県綾歌郡綾川町一〇九二番地　法然寺

清算人　須田　秀孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

岩手県盛岡市大通一丁目一番一六号

社団法人岩手囲碁センター

代表清算人　小原　貞徳

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年一月十七日付栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

栃木県小山市城山町二丁目九番一七号

城山町三丁目第一地区市街地再開発組合

代表清算人　岸　保夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月二十日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

群馬県利根郡昭和村大字糸井三八八番地

清算法人赤城原土地改良区

代表清算人　堤　盛吉

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年七月二十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月十一日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

千葉県館山市沼二二一番地の一

館山市沼土地改良区

代表清算人　川名　桂

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年一月七日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

千葉県市原市国分寺台中央一丁目一番地一

市原市土地開発公社

清算人　小出　和茂

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三

財団法人東洋医学国際研究財団

代表清算人　本間　徹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

東京都江戸川区船堀三丁目一四番三号

医療法人社団島医院

清算人　島　博夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月八日開催の第二十九回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

和歌山県海南市築地一番五九

社団法人海南地域労働者福祉センター

代表清算人　出口　昌紀

連絡先　和歌山県海南市日方一五二五番六

海南市職員組合

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年十二月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

広島市西区商工センター六丁目九番三九号

中四国文紙事務用品厚生年金基金

代表清算人　鴨田　榮治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十七日

香川県高松市屋島西町二四五三番地六

財団法人香川県高松市民間保育所共励会

代表清算人　三木　一平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月十七日責任役員会全員の同意を得、真宗興正派宗教法人の代表役員の承認及び香川県知事の認証を受けて、平成二十六年一月六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺一番地の一

財団法人妙寺地区忠霊顕彰会

代表清算人　藤本　泰秀

第16期決算公告

平成26年1月27日

愛知県豊橋市柱四番町6番地の1

サーラハウスサポート株式会社

代表取締役　岩田　年弘

貸借対照表の要旨

（平成25年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	261,068
	固定資産	1,881
	合計	262,949
負債及び純資産の部	流動負債	139,315
	固定負債	31,325
	株主資本	92,307
	資本金	80,000
	利益剰余金	12,307
	その他利益剰余金	12,307
	（うち当期純利益）	(10,710)
	合計	262,949